

# 公 告

令和8年(2026年)6月3日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	4-72
(2) 件 名	真庭市一般廃棄物資源化等に関する調査業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	ごみ組成調査 6検体 ごみ分別に関するアンケート 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 6月17日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、環境課 【TEL】0867-42-1113へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 6月 9日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	環境課 【メール】kankyoh@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 6月17日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、環境課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 6月17日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 6月17日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市環境課

TEL 0867-42-1113 / FAX 0867-42-7455

# 真庭市一般廃棄物資源化等に関する調査業務

## 仕 様 書

真 庭 市

## 目 次

第1章 総則	1
第1節 業務の目的	1
第2節 業務の名称	1
第3節 業務の場所	1
第4節 業務の期間	1
第5節 適用の範囲	1
第6節 関係法令等の遵守	1
第7節 業務管理	1
第8節 資料の提供	2
第9節 秘密の保持	2
第10節 成果品の審査	2
第11節 疑義	2
第12節 成果品	2
第13節 打合せ協議	2
第2章 業務内容	3
第1節 ごみ組成調査	3
第2節 住民の取組状況調査	5
第3節 モニタリング調査の分析・評価	5

## 第1章 総則

### 第1節 業務の目的

真庭市では令和8年3月に「真庭市一般廃棄物資源化等基本計画（一般廃棄物処理基本計画）」（以下「基本計画」という。）を策定している。基本計画の着実な推進に向けては、計画の進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行っていく必要がある。

本業務では、本市における基本計画の進捗状況の把握に向けたモニタリングを実施するものとする。

### 第2節 業務の名称

真庭市一般廃棄物資源化等に関する調査業務

### 第3節 業務の場所

真庭市久世ほか地内

### 第4節 業務の期間

契約締結の日より、令和9年3月31日までとする。

### 第5節 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用する。業務の内容及び範囲は「第2章 業務内容」のとおりとする。

### 第6節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守することとする。

### 第7節 業務管理

- (1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下、「管理技術者」という。）を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

## 第 8 節 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、本市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本市に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

## 第 9 節 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

## 第 10 節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本市の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

## 第 11 節 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。

## 第 12 節 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- 業務報告書（A4 版） : 1 部
- 電子データ（CD-R） : 一式

## 第 13 節 打合せ協議

本業務を行うにあたって必要となる打合せ協議を実施する。打合せ協議は初回、中間、納品時の 3 回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

受託者は、打合せ協議の都度、議事録を作成し、発注者の承諾を得ること。

## 第2章 業務内容

### 第1節 ごみ組成調査

基本計画では、ごみ処理に係る目標達成に向け、モニタリングや要因分析に活用する補足指標として資源物の分別協力率を設定している。

本業務では、真庭市におけるごみ質の変化を把握するとともに、資源物の分別協力率を推計することを目的とし、ごみ組成調査を行うものとする。ごみ組成調査の実施方法は次のとおりとするが、市と調整を行い最終決定する。

#### 1. 調査対象及び検体数

家庭系可燃ごみ；3 検体（真庭北部地区、真庭中央地区、真庭南部地区）

事業系可燃ごみ；3 検体（卸小売業、飲食業、オフィス事務所）

#### 2. 試料の調達

##### (1) 家庭系可燃ごみ

市と協議のうえ、受託者において市の指定する地区のステーションに排出されたものから 100kg～200kg を調達する。

##### (2) 事業系可燃ごみ

市と協議のうえ、クリーンセンターまにわに搬入されるものから 100kg～200kg を調達する。

#### 3. 試料の調査

採取した試料は、床上においてスコップ等でよく混合（袋づめのごみは中味を取り出し）し、四分法により数回縮分した 25kg 程度を対象とする。なお、調査場所として、「クリーンセンターまにわ」を使用する場合は、協議して使用することを可とする。

#### 4. 調査回数

家庭系可燃ごみ；1 回 3 検体（北部、中部、南部）

事業系可燃ごみ；1 回 3 検体（北部、中部、南部）

#### 5. 実施時期

秋頃

#### 6. 組成分類（例）

次表のとおり。

大項目	小項目	主な内容	真庭市の分別区分
厨芥類	調理くず	野菜くず、果物の皮・芯、魚の骨・内臓、エビの殻、卵の殻、出汁用の昆布等	生ごみ
	直接廃棄（手付かず100%残存）	野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、麺類、缶詰、びん詰め、大豆製品、乳製品、調味料等	
	直接廃棄（手付かず50%残存）	上記品目のうち約50%は原型を残すもの	
	食べ残し	上記品目のうち、調理され又は生のまま食卓に上ったもの	
	その他	生ごみとともに排出されているが上記に分類されないもの	
	食用油		使用済み食用油
紙類	新聞紙	新聞紙	資源ごみ
	雑誌	雑誌、書籍	
	牛乳パック	牛乳パック	
	ダンボール		
	雑がみ	紙コップ、紙箱類、手紙、封筒（個人情報を除くもの）等	燃えるごみ
	古紙の禁忌品	ティッシュ、使用済みの紙、個人情報を含むはがき、請求書、紙パック（ジュース、ラーメン容器）等	
	紙おむつ		
プラスチック類	容器包装プラスチック	ブラマークがあるもの（包装シート、ボトル、カップ、パック（汚れが落としてあるもの、人の手で汚れを落とすことが出来るもの））	資源ごみ
	プラスチック使用製品廃棄物	ブラマークが付いていないもの（ラップ、袋、おもちゃ、バケツ（汚れが落としてあるもの、人の手で汚れを落とすことが出来るもの））	燃えるごみ
	プラスチックの禁忌品	プラスチックのうち人の手で汚れを落とすことが出来ないもの	資源ごみ
	ペットボトル		
	指定袋		
	白色トレイ		
金属類	缶	アルミ缶、スチール缶	資源ごみ
	金属類	ねじ、パネ、ライター、やかん、鍋、傘	燃えないごみ
	小型家電	時計、イヤホン、CDプレイヤー、電子体温計等	資源ごみ
	乾電池		
ガラス、陶磁器類	びん	色付きビン	資源ごみ
	ガラス、陶磁器類		燃えないごみ
	蛍光管類		
草木類	木製品	割りばし、木炭、アイスの棒	燃えるごみ
	草木類	剪定枝、刈り草等	
繊維、布類		古着、毛布、布切れ、綿等	資源ごみ
ゴム、皮革類		輪ゴム、ゴム手袋、靴類（スニーカー、革靴等）	燃えるごみ
がれき、土砂類			
その他	その他燃えるごみ	保冷剤、たばこ、ペットトイレ砂	燃えるごみ
	その他燃えないごみ	アルミホイル、防腐剤	
	粗大ごみ		粗大ごみ

## 第 2 節 住民の取組状況調査

市では、ごみ分別に関する取組状況やごみの減量化・資源化に関する考え方等の変化についてアンケート調査を実施している。

本業務では、令和 8 年度におけるごみ分別に関する取組状況やごみの減量化・資源化に関する考え方等の変化を把握することを目的とし、アンケート調査を行うものとする。アンケート調査の実施方法は次のとおりとするが、市と調整を行い最終決定する。

### 1. 調査対象及び方法

真庭市内の住民を対象とし、「まにあぷり」を活用したオンラインアンケート調査（WEB 調査）とする。

### 2. 調査項目

「回答者の情報」「ごみ分別に関する取組」「ごみ減量化に関する取組」「ごみ減量化・資源化に関する考え方」「その他」とし、市と調整を行い最終決定する。

### 3. その他

本調査の回答者（1,000 名程度）に関しては「まにこいん」を 200 ポイント付与するものとする。受注者においてはポイントの費用負担（1 ポイントあたり 1 円を想定）を含めるものとする。

## 第 3 節 モニタリング調査の分析・評価

ごみ組成調査、住民の取組状況調査の結果を踏まえ、基本計画の目標達成に向けた資源物の分別協力率等について分析・評価を行うとともに、今後必要となる取組等を整理すること。